

		クレーン 吊上荷重		移動式クレーン 吊上荷重		エレベーター 載積荷重		建設用リフト ガイドレール		参考事項
		3t以上	3t未満	3t以上	3t未満	1t以上	1t未満	18m以上	18m未満	
設置届	第5条					第140条		第174条		クレーン設置届(様式第2号)エレベーター設置届(様式第26号)建設用リフト設置届(様式第30号)は所轄労働基準監督署長に提出
設置報告書		第11条		第61条 移動式クレーン 明細書と移動式クレーン 検査証を提出		第145条		第179条		クレーン設置報告書 移動式クレーン設置報告書(様式第9号)エレベーター設置報告書 建設用リフト設置報告書(様式第33号)は所轄労働基準監督署長に提出
落成検査	第6条					第141条		第175条		クレーン落成検査申請書 エレベーター落成検査申請書 建設用リフト落成検査申請書(様式第4号)は所轄労働基準監督署長に提出
変更届	第44条			第85条		第163条		第197条		クレーン 移動式クレーン エレベーター 建設用リフト変更届(様式第12号)は所轄労働基準監督署長に提出
変更検査	第45条			第86条		第164条		第198条		クレーン 移動式クレーン エレベーター 建設用リフト変更検査申請書(様式第13号)は所轄労働基準監督署長に提出
検査証交付	第9条			第59条		第143条		第177条		
検査証返還	第52条			第93条		第171条		第201条		クレーン エレベーター 建設用リフト検査証交付書換申請書(様式第8号)は所轄労働基準監督署長に提出 移動式クレーン検査証再交付書換申請書(様式第22号)は都道府県労働基準局長に提出
特例報告書	第23条									定格荷重制限を越えたとき
組立解体等の作業指揮者の選任	第33条			第153条		第191条				
就業制限	運転士免許者	第22条		第68条						
	玉掛技能講習修了者	第21条								
特別教育	運転の特別教育修了者	第21条		第67条				第183条		
	玉掛技能特別講習修了者	第222条								クレーン等の吊上荷重が1t以上の場合が多いため、技能講習を終了することが望ましい。
点検	定期	年1回	第34条		第76条		第154条	第154条		
	自主検査	月1回	第35条		第77条		第155条	第192条		
	作業開始前の点検		第36条		第78条			第193条		
	暴風、地震後の点検		第37条				第156条	第194条		瞬間風速30m/secをこえる嵐のあとや中震以上の震度の地震のあと点検のこと。
適用除外	吊上荷重0.5t未満							積載荷重0.25t未満 ガイドレール高さ18m未満又は積載荷重0.25t未満		